

## 一般社団法人投資不動産流通協会 会員規約

当協会会員は、以下の会員倫理及び会員規約を遵守するものとする。

### 第1章 会員倫理

#### 1. 一般原則

本協会会員は、事業用不動産の仲介及びコンサルタントのプロとしての自覚を持ち、最高水準の知識の習得に励み、専門家としてふさわしい言動を遵守する義務と責任を持つ。

#### 2. 会員相互の関係

本協会会員は、相互に親睦を深め、協力し合うよう心がけ、悪意のあるなしに関わらず、他の会員の評判を傷つけるようなことをしてはならない。

#### 3. 社会に対する義務

本協会会員は、不動産の所有から利用に着目し、投資用不動産の売買、仲介という未整備な市場の活性化に努め、社会に貢献する為の活動をしなければならない。

### 第2章 会員規約

#### 第1条（会員資格及び会員区分）

1. 当協会への指定の手続きをもって正会員となす。また、当協会には賛助会員、特別会員を置くことができる。
  - (1) 正会員 …宅地建物取引業者  
本協会の目的に賛同し、宅地建物取引業免許を有する事業者（法人、個人）
  - (2) 賛助会員…賃貸管理会社、損害保険会社、ハウスメーカーなど  
本協会の目的に賛同し、本協会事業と流通促進のサポートができる事業者
  - (3) 特別会員…上記1・2に該当しない個人・法人・企業  
本協会の目的を理解し、協会事業の普及に協力できる団体・企業・個人
2. 当協会の会員となるには、第2条により、当協会事務局に申し込むものとし、その承認を代表理事または理事会にて受けなければならない。
3. 代表理事または理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## 第2条（入会及び退会の方法）

1. 当協会への入会は、次の手続きにより加入の申し込みを受け付けるものとする。
  - （1）入会申込書の記載および協会事務局への提出による申請
  - （2）当協会ウェブサイト申込フォームへの入力による申請
  - （3）他、事務局の許可した入会申込手続きによる申請
  
2. 当協会への退会は、次の手続きにより退会を行うものとする。
  - （1）会員から当協会事務局へ書面（退会届）の提出
  - （2）事務局確認後、代表理事による承認を受けて退会処理が確定されるものとする
  - （3）退会処理が確定後、当該会員への回答をもって退会手続きを完了するものとする

## 第3条（除名）

当協会は、正会員および賛助会員、特別会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、除名することができる。

1. 当協会の名誉を傷つけたとき、または当協会の目的に反する行為があったとき。
2. 会員としての責務に反したとき。
3. 第4条に反した行為があったとき。

## 第4条（会員の責務）

会員は、当協会の目的の達成及び適切な運用及び業務の為に以下の責務を負うものとする。

1. 会員は、宅地建物取引業法、民法並びに関連する法令を遵守し、信義を旨として誠実かつ適正なる業務を行うよう努めなければならない。
2. 会員は、この規約の定めるところに従い、協会の運営に協力するとともに、人格の向上を図らなければならない。
3. 会員は、自ら実務の研究に努め、進んで研修に参加するとともに、従業者に対しても研修を受けさせなければならない。
4. 宅地建物取引業法第9条、関連する法令に規定する届出をしたときは、主務官庁の受理した変更の写し（2部）を添えて、すみやかに変更届を提出しなければならない。
5. 会員は、前項に規定するもののほか、別に定める会員台帳（別紙）に記載されている事項に関し、変更があったときは、14日以内に関係書類を添えて届け出なければならない。
6. 変更届出事項中、入会審査時の届出事項と重大な変更があると協会が認めたときは、改めて、入会審査と同様の手続きにより、会員資格の適否を判断する。

## 第5条（年会費および徴収方法）

1. 当協会への入会金及び年会費は以下の通りとする。

## 【入会金及び年会費】

	入会金	年会費
正会員	55,000円	55,000円
賛助会員	55,000円	55,000円
特別会員	55,000円	55,000円

※全て税込価格です。

2. 入会金及び年会費の納入は、入会申し込み受付後、当協会事務局より提示した方法に従い、申込者は入金を行う。事務局による入金確認後、申込者は会員としての資格が適用される。
3. 事務局は個人、法人、会員区分を問わず、資格を有する会員へ会員証を発行する。本会員証をもって当協会会員であることを証する。
4. 各会員において、不動産関連団体の包括的な入会、または特別な事由がある場合、理事会の決議により承認を得た会員については、会費の納入を割引くことができる。
5. 当協会の事業年度は、4月1日から3月31日とし、入会した翌年以降の年会費については、毎年5月31日までに以下の口座に振り込むものとする。

金融機関名：三菱UFJ銀行

支店名：高田馬場支店

口座種別：普通

口座番号：1093584

名義：一般社団法人投資不動産流通協会

6. 代表理事は、協会の事業を進める上で特に必要と認めるときは、理事会の議決を得て、会員のうち適当と認めるものに対し、協会の活動に必要な経費について負担金を求めることができる。
7. 会員が納付した入会金及び会費及びその他の搬出金は、理由の如何を問わず返還しない。

第6条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
4. 納期までに会費を納めなかったとき。
5. 退職などにより、会員企業から投資不動産取引士が欠員し、当協会の指定する期日までに、一人以上の投資不動産取引士を確保できなかったとき。
6. 除名されたとき。

[附則]

本規約は平成27年4月1日から施行される。